

## 第 15 屋内営業用給油取扱所

### 1 屋内給油取扱所の定義

- (1) 屋内給油取扱所とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 建築物内に設置するもの（危政令第 17 条第 2 項）
  - イ 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の 3 分の 1 を超えるもの（危規則第 25 条の 6）
- (2) 危規則第 25 条の 6 に規定する「給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）」には、油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。（平成 6 年 3 月 11 日消防危第 21 号通知）

### 2 共通基準

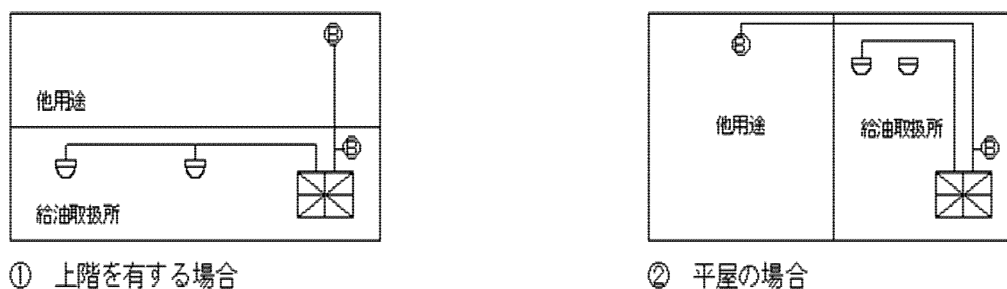
屋外営業用給油取扱所の基準の例によるほか、次によること。

- (1) 屋内給油取扱所を設けることができる建築物の用途
  - ア 屋内給油取扱所は、病院、老人福祉施設その他政令別表第 1(6) 項に掲げる用途に供する部分を有する建築物には設置できないものであること。この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）
  - イ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けても差し支えないものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (2) 給油取扱所に係る床面積の制限（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号通知）

建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定は、給油取扱所の業務を行うための事務所、店舗等及び整備作業場の用途に係る部分に相当すると認められる部分（壁によって区画されている部分に限る。）の床面積の合計とするものであること。
- (3) 自動火災報知設備その他の設備
  - ア 危規則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的に自動火災報知設備をいうものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
  - イ 危規則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、危規則第 25 条の 4 第 1 項各号に掲げる用途以外の部分をいうものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
  - ウ 他用途部分を有しない屋内給油取扱所（一方のみが開放されているものを除く。）にあつては、自動火災報知設備その他の設備を設ける必要はないものであること。
  - エ 危規則第 25 条の 7 に規定する「自動火災報知設備その他の設備」は、建築物の他用途部分で発生した火災を給油取扱所の用に供する部分に報知できなくても差し支えないものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
  - オ 一方のみが開放された屋内給油取扱所又は上部に上階を有する屋内給油取扱所にあつては、面積等その規模にかかわらず自動火災報知設備の設置が必要であること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

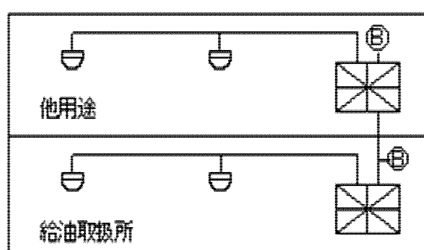
カ 自動火災報知設備の技術上の基準は、「第 2 2 警報設備」によるほか、次によること。

- (7) 他用途部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、給油取扱所に設けられた自動火災報知設備と連動して作動する地区音響装置を施行規則第 24 条第 5 号の例により設置すること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。



第14－1図 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合の例

- (イ) 他用途部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、給油取扱所の受信機と他用途部分の受信機とを接続し、地区音響装置を兼用して差し支えないものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。



第14－2図 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合の例

- (ウ) 給油取扱所の受信機を他用途部分の受信機と兼用し、給油取扱所の受信機を省略することはできないものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (エ) 受信機を他用途部分に設けず給油取扱所に設けて兼用する場合は、差し支えないものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (4) 簡易タンク  
屋内給油取扱所には、簡易タンクの設置は認められないものであること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。
- (5) 通気管  
ア 危規則第 20 条第 5 項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。

イ 危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する上階への延焼を防止するために設けられた  
ひさしを貫通する場合は、当該貫通部について埋戻し等の措置を講ずる必要がある  
こと（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

(6) 専用タンクの過剰注入防止設備

危政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「専用タンクに設ける危険物の過剰な注入  
を自動的に防止する設備」は、専用タンクの直上部又は注入管の途中に設けること  
とし、次のものが該当すること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

ア 専用タンクの容量以下に設定された量（設定量）の危険物が注入された場合に  
タンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの

イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けら  
れたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの

(7) 他用途又は本店事務所等との区画

危政令第 17 条第 2 項第 5 号及び第 6 号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で他  
の部分と区画」とは、政令第 8 条に規定する区画と同等以上のものであること。

(8) 本店事務所等

屋内給油取扱所においては、本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるい  
は他用途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えないものであ  
ること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。

(9) 可燃性蒸気流入防止措置

危政令第 17 条第 2 項第 8 号に規定する可燃性蒸気流入防止措置は、屋外営業用給  
油取扱所の例によること。

(10) 塀及び外壁の高さ

給油等の作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける防火塀（建  
築物の外壁を兼ねる場合を含む。）に水平距離で概ね 1 メートル以内で近接している  
場合にあっては、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とすること（平成元年 3 月 3  
日消防危第 15 号通知）。

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこ  
と。

(11) 地階の設置（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）（ろ）

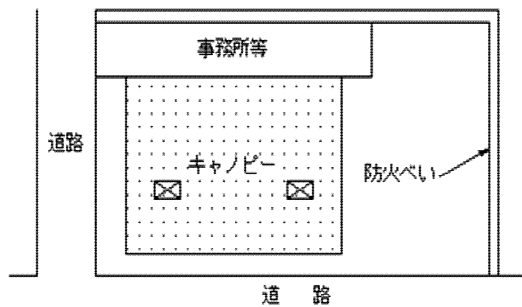
階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置  
が講じられている場合は、地階を設けて差し支えないこと。

### 3 二方が開放されている屋内給油取扱所

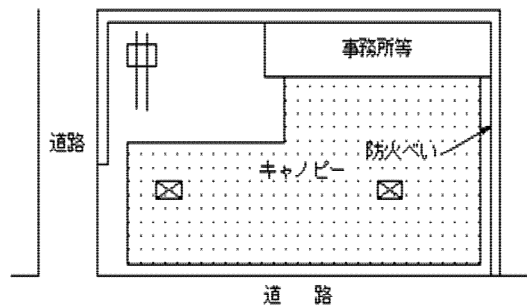
#### (1) 二方が自動車等の出入する側に面している場合

危政令第17条第2項第9号の「二方が自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の二方が道路に面し、かつ、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、へい又は壁を設けないことをいうものであること。

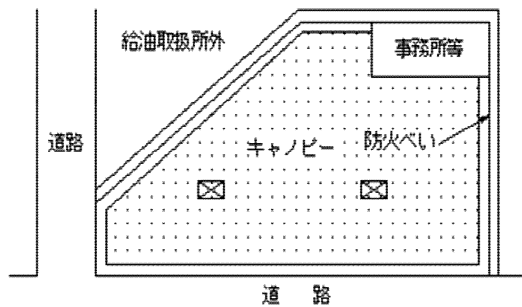
例1 二方開放型に該当する例



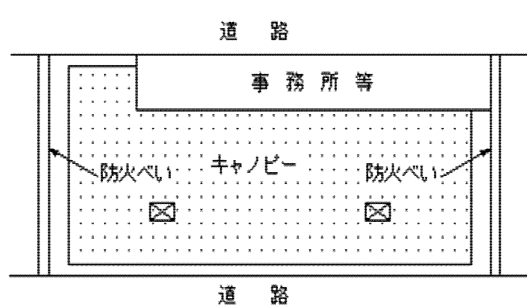
例2 二方開放型に該当しない例



例3 二方開放型に該当しない例



例4 二方開放型に該当しない例



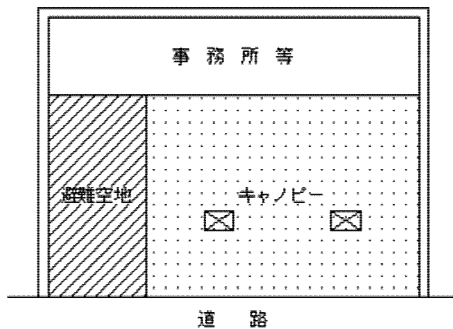
第14-3図 二方開放型該当・非該当の例

(2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

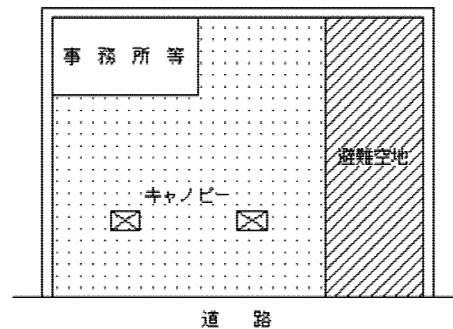
ア 危政令第 17 条第 2 項第 9 号の「通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の一方が自動車等の出入する側に面し、もう一方が通風及び避難のための避難空地に面するとともに、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、へい又は壁を設けないことをいうものであること。

イ 避難空地に該当するものを第 14-4 図に示す（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

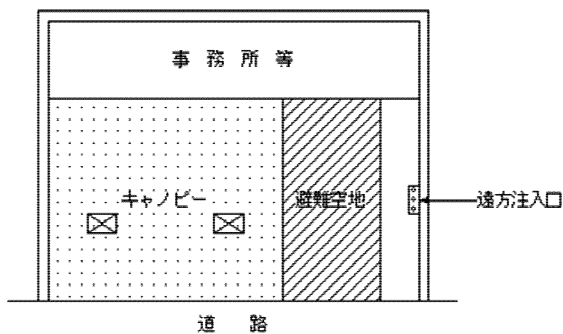
例 1



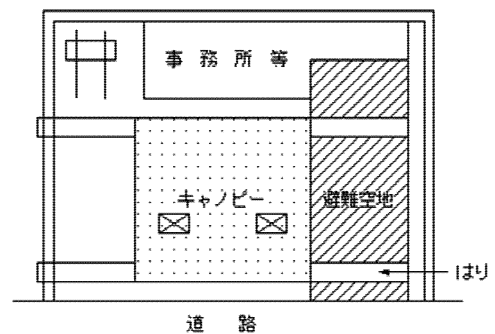
例 2 事務所等と接していない場合



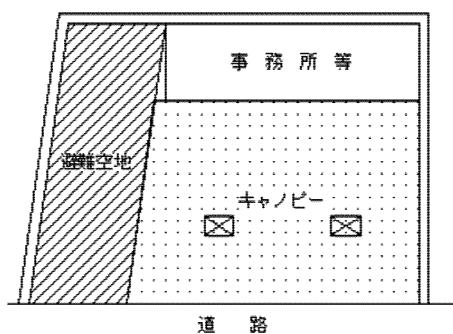
例 3 避難空地を給油取扱所の端にとらない場合



例 4 避難空地の上方にはりがある場合



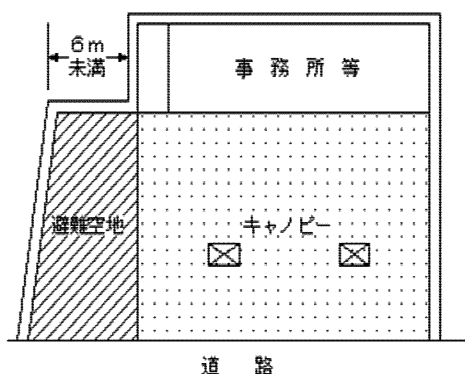
例 5 避難空地を斜めにとる場合



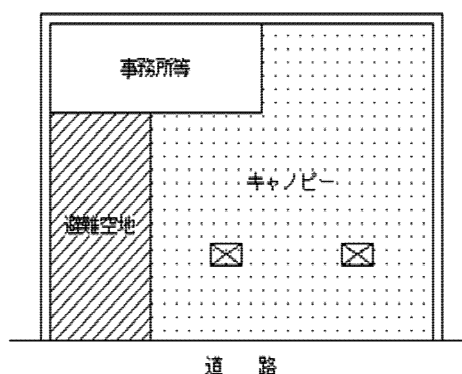
第14-4図 避難空地と認められる例

ウ 避難空地に該当しないものを第 14-5 図に示す（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

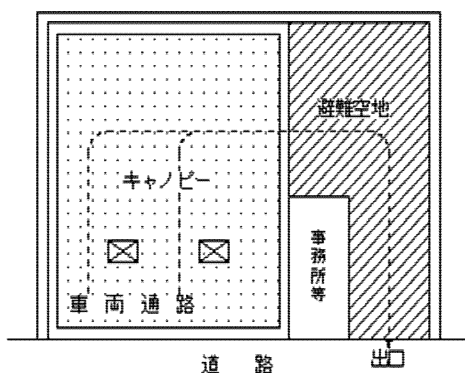
例 1 避難空地の間口が不足する場合



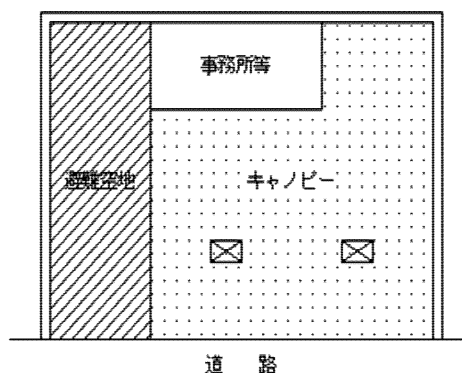
例 2 給油等の作業場の奥行きに満たない場合



例 3 建築物の裏及び横に避難空地をとる場合



例 4



第 14-5 図 避難空地として認められない例

エ 避難空地は、次によること。なお、危規則第 25 条の 8 第 1 号に規定する「屋外の場合」とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所を指すものであること。

- (ア) 避難空地は、給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備以外の場所に設けること。
- (イ) 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備との境界には排水溝を設けること。
- (ウ) 避難空地内には油分離装置を設けないこと。
- (エ) 避難空地の地盤面に「駐停車禁止」の表示が可能で、かつ、漏えいした危険物が当該空地へ流入しない構造とするとともに、避難上支障となる段差を設けない場合は、舗装せず又はアスファルト舗装として差し支えないものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (オ) 避難空地内には、工作物をはじめ一切の物品の存置は認められないものであること。ただし、次の場合は認めて差し支えないものであること（平成元年 5 月 10 日 消防危第 44 号質疑）。

あ 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が避難空地内になく、避難上支障がない場合

- い 専用タンクを埋設する場合（当該避難空地内で移動タンクから注入する場合を除く。）
- う 防火塀の上方又は側面に看板を設置する場合（当該避難空地に張り出して設ける場合を除く。）
- （か） 避難空地を給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないものであること。
- オ 給油等の作業場の用途である油庫の避難空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる常時閉鎖の特定防火設備である場合は、危規則第 25 条の 8 第 2 号の避難空地に係る奥行きの規定について、危政令第 23 条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。



第14－6図 避難空地の後方に油庫を設ける場合

#### 4 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

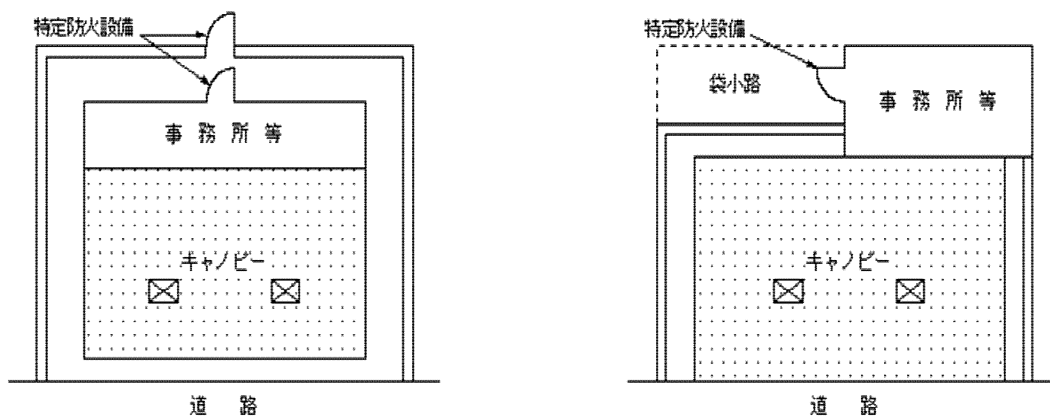
##### (1) 危規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する避難のための事務所等

ア 「敷地外へ直接通ずる」とは、他用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。

なお、「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は道路に通じる通路をいうものである。

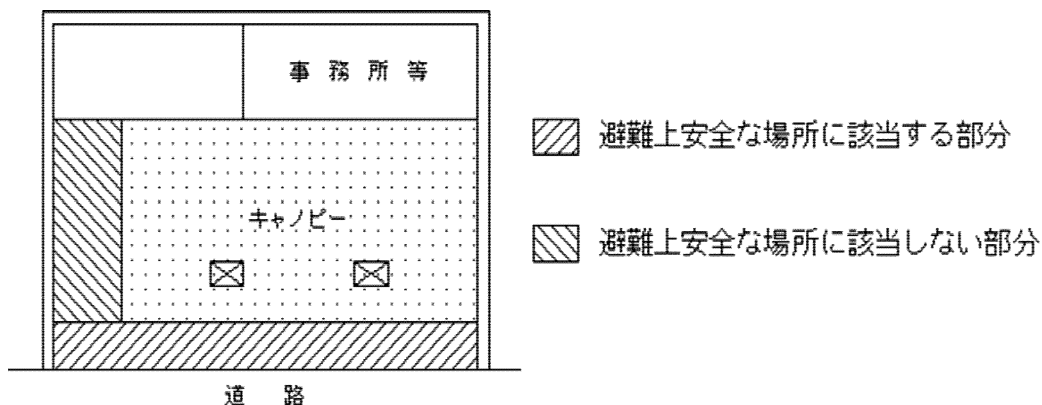
イ 「事務所等」とは、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 から第 4 号までの用途に供する部分をいうものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）

ウ 避難のための事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等の給油空地に面する部分及び危険物を取り扱う室に面する部分とすること。



第14-8図 避難口として認められない例

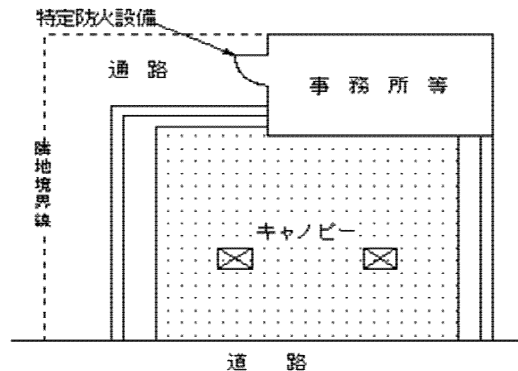
(2) 危規則第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油等の作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物が設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。



第14-9図 避難上安全な場所の例

(3) 危規則第 25 条の 9 第 2 号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難のための事務所等の出入口付近のほか、給油等の作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近も該当するものであること。

- (4) 危規則第 25 条の 9 第 3 号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等があること。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知)



第14-7図 避難口として認められる例

- (5) 可燃性蒸気を検知する警報設備

ア 危規則第 25 条の 9 第 4 号に規定する「建築物の第 25 条の 4 第 1 項第 3 号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたもの」には、1 面又は 2 面がシャッターで区画された自動車整備場も該当するものであること(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)。

イ 危規則第 25 条の 9 第 4 号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」とは、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑)。

(7) 警報設定値は、設定場所における周囲の雰囲気温度において、概ね爆発下限界の 4 分の 1 以下の値であること。

(イ) 防爆性能を有すること。

(ロ) 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

(ハ) おおむね地盤面から 15 センチメートル以下の可燃性蒸気を有効に検知できる位置に設置すること。

(ニ) 受信機の設置場所は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

危規則第 25 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」としては、固定給油設備等を懸垂式のものとする方法、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護する方法、又はアイランドの高さなどを利用して防護する方法などの措置をいうものであること(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知)。

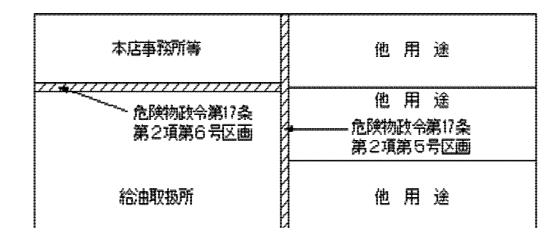
## 5 上部に上階を有する屋内給油取扱所

- (1) 上階がある場合とは

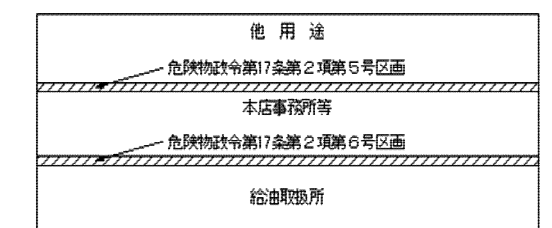
危政令第 17 条第 2 項第 11 号及び危規則第 33 条第 1 項第 6 号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外

の用途であること。この場合、屋根のない駐車場についても上階として取り扱うものであること（第 14-10 図参照）（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

例 1 「上部に上階がある場合」に該当しない例



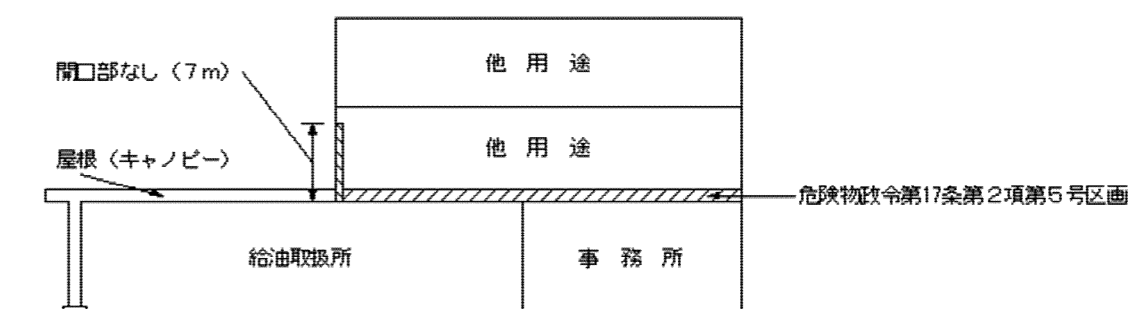
例 2 「上部に上階がある場合」に該当する例



第 14-10 図

## (2) 建築物の屋根の構造

給油取扱所の上部に上階を有する場合は、屋根を耐火構造としなければならないが、上部に上階を有しない屋根（キャノピー）部分であって、危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する屋根又はひさしと兼用しない場合に限り、当該屋根を不燃材料とすることができるものであること。（第 14-11 図参照）

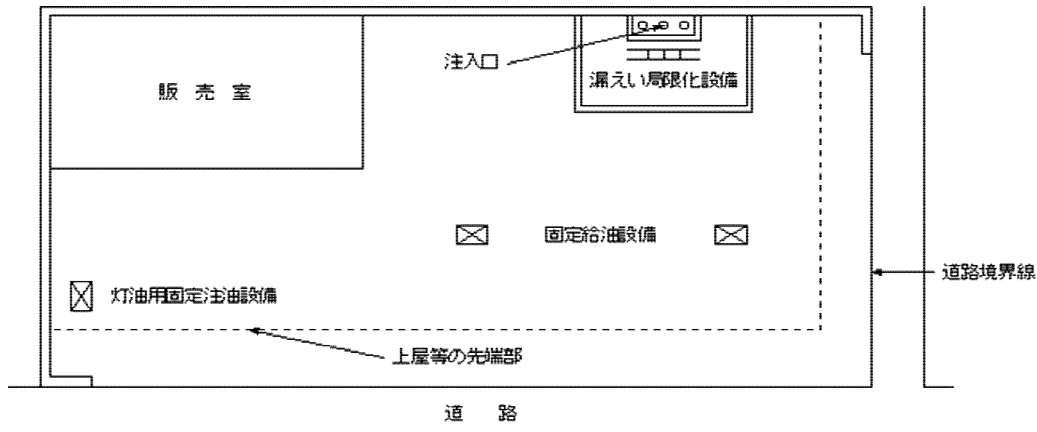


第 14-11 図

## (3) 上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置

### ア 注入口等の位置

危規則第 25 条の 10 第 1 号の「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい局限化設備部分を含む。）並びに固定給油設備等を建築物内（キャノピーを含む。）の出入口付近以外の場所に設けることをいうものであること。（第 14-12 図参照）



第14-12図

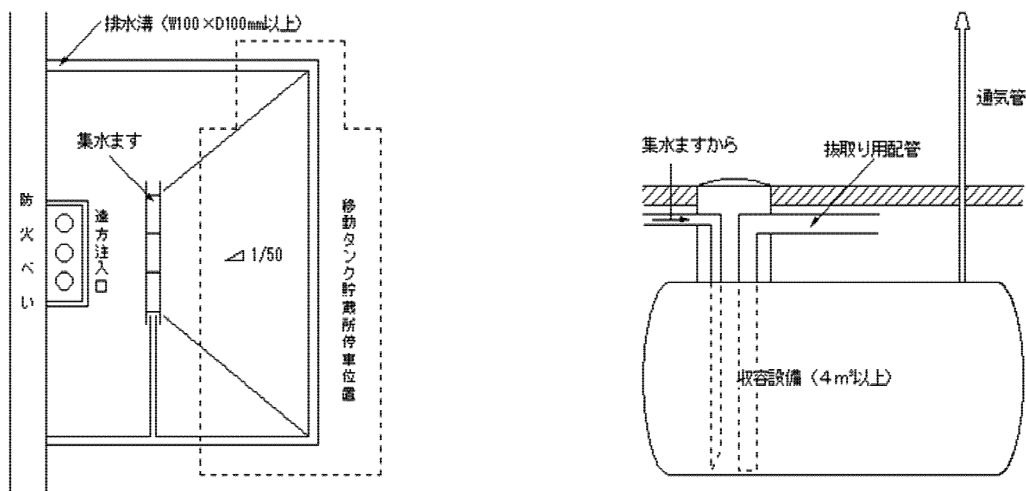
#### イ 屋根の構造

危規則第 25 条の 10 第 1 号の「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないもの」とは、屋内給油取扱所の上部の上階に設置されている開口部以上の幅で外壁と接続し、かつ、当該屋根には上部への延焼経路となる採光用の窓等開口部を設けないことをいうものであること（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）。

#### ウ 漏えい局限化設備及び収容設備

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「漏えい局限化設備」及び収容設備は、次のこと。

- (ア) 漏えい局限化設備は、給油空地等の中にその一部又は全部を設けないこと。  
（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）
- (イ) 漏えい局限化設備は、注入口並びに移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏えいした危険物を他に拡げないような範囲について設けること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）
- (ロ) 漏えい局限化設備は、(イ)を満たし、かつ、その漏えい範囲を 15 平方メートル以下に局限化するものである必要があること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）
- (ハ) 漏えい局限化設備は、その周囲に排水溝を設けること。
- (ニ) 漏えい局限化設備の地盤面は、集油するため 50 分の 1 程度の勾配とすること。
- (ホ) 漏えい局限化設備から収容設備への配管は、直径 100 ミリメートル以上とすること。
- (ヘ) 漏えい局限化設備には、日常における維持管理のため集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するため弁等を設けること。なお、弁等のピットのふたは防水型とすること。
- (セ) 収容設備の材質は、金属、コンクリート又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）とし、埋設による土圧及び水圧に耐えるものとする。
- (ソ) 収容設備には、通気管及び漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を設けること。なお、当該収容設備は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できないものであること。



第14-13図 漏えい局限化設備及び収容設備の例

#### エ 可燃性蒸気を検知する警報設備

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」は、3 (5) の例によること。

#### オ 屋根又はひさし（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号通知）

ひさし等は、次によること。

- (ア) 上階の一部にのみ開口部があっても、給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の全面にわたりひさし等を設けること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。
- (イ) ひさし等は、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。
- (ウ) ひさし等は、30 分以上の耐火性能を有するものとする。
- (エ) 上階の外壁から水平距離 1.5 メートル以上張り出したひさし等の設置が困難なものには、基準の特例として、上階の外壁から水平距離 1 メートル張り出したひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。なお、ひさし等の張り出し長さを 1 メートル未満とすることは、危険物政令第 23 条の規定を適用してもできないものであること。

あ ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5 メートル以下ごとに 1 個設けること。

い 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

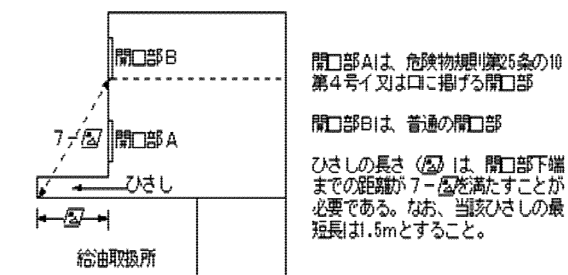
う ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3 メガパスカル以上で、かつ、放水量が 130 リットル毎分以上の性能のものとする。

え ドレンチャー設備には、予備動力源を附置すること（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号質疑）。

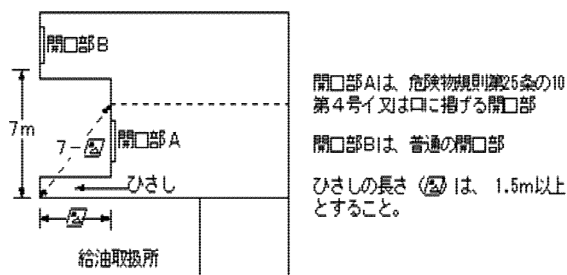
- (オ) ひさし等は、その先端部と給油取扱所の上部の上階の開口部（はめごろし戸の防火設備を設けたもの及び避難対策上危険性が大であると考えられるキャバレ

一、劇場、百貨店、ホテル等政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分にあっては、延焼防止上有効な措置を講じた開口部を除く。)の間に7メートルから当該ひさし等の張り出しの長さを減じた距離を確保すること(平成元年3月3日消防危第15号通知)。

例1 一般的なひさしの例



例2 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



第14-14図 ひさし等の設置例

- (カ) 危規則第25条第4号の「上階の開口部」とは、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の直上部をいうものであること(平成元年5月10日消防危第44号質疑)。
- (キ) 危規則第25条第4号ロの「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206で定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること(平成元年3月3日消防危第15号通知)。
- (ク) 屋内給油取扱所の上階に屋根のない駐車場を設けた場合、ひさし等の設置が必要であること(平成元年5月10日消防危第44号質疑)。ただし、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さを有する耐火構造の壁を設けた場合にあっては、危政令第23条の規定を適用し、当該ひさし等を設けなくてもよいものであること(平成2年3月31日消防危第28号質疑)。

